

北 監 第 30 号
令和 4 年 9 月 21 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

随時監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 井 野 勝 巳

対象事項及び範囲

令和3年度 北方学園構想事業について（工事関係、備品関係、その他）

実施日

令和4年11月8日（火） 午前9時30分

実施場所

北方町役場 委員会室 及び 監査対象地内

基本方針・着眼点

- ・令和3年度中に行われた、学園構想事業の内容の確認（工事関係、備品関係、その他）
- ・契約行為（入札、契約、検査、支払）は適正に行われているか。
- ・備品等の登録は適正に行われているか。
- ・学園構想に対する財源として、国・県の補助金等は活用できているか。

提出資料

- ・令和3年度の学園構想に関する契約一覧表（3部）
- ・その他関係書類及び台帳等
- ・その他必要な資料

出席依頼者氏名

教育課事務局長、担当者

北監第 35 号
令和 4 年 11 月 16 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

随時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第5項による随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項

- ・ 令和3年度中に行われた、学園構想事業の内容の確認
(工事関係、備品関係、その他)
- ・ 契約行為(入札、契約、検査、支払)は適正に行われているか。
- ・ 備品等の登録は適正に行われているか。
- ・ 学園構想に対する財源として、国・県の補助金等は活用できているか。

実施日

令和4年11月8日(火)

実施場所

北方町役場 委員会室 及び 監査対象地内

監査の結果

対象事項について、関係書類等の提出、現地視察及び担当者から説明を求めて監査した。まず、費用等の説明を受けたところ、当初の基本計画の予算より最終的な支出が11億円程度多くなる見込みであるが、アスベストの対応費用や計画に付随する工事の施工によりやむを得ない支出であると考えられる。その財源にも、教育関係の補助金だけではなく防災関係等の補助金を活用し、交付税措置のある起債を組むなど工夫が見られた。また現在工事中の現場や完成した校舎等を視察したが、令和5年4月の開校に向け順調に進んでいると思われる。これまで多くの工事契約を結び、主に1人の職員が担当している状況において、仕方のない部分もあるが組織でのバックアップとフォローに配慮してもらいたい。最後になるが、町にとって大きな予算を投じて行う学園構想計画も最終段階に入り、来年度から義務教育学校へ移行するにあたって、ソフト面の充実も肝要であり、学習する子どもたちへの効果を大いに期待するものである。